

千葉県信用保証協会役員報酬等支給規程

施 行 昭和51年5月20日

最終改正 令和4年3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は千葉県信用保証協会定款第4章に掲げる役員のうち常勤役員(以下「役員」という。)の報酬及び手当等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬は、役員の職にある者に支給する。

2 報酬の額は、理事会にはかりこれを定める。

3 報酬は、毎月20日に支給する。

ただし、その日が休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

(諸手当)

第3条 役員には、次に掲げる手当を支給する。

ただし、県関係機関を退職後、役員に就任した者には退職手当を支給しない。

(1) 都市手当

(2) 通勤手当

(3) 期末手当

(4) 退職手当

2 前項第1号、第3号及び第4号に関する手当額に変更が生じる場合は、理事会にはかりこれを定める。

3 第1項第1号の手当の支給日については、前条第3項の支給日とする。

(都市手当)

第4条 都市手当は、報酬月額に9.2/100を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第4条の2 通勤手当は、職員の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に、それぞれ在職する役員並びに基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した役員に対し、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在)に受けるべき報酬及び都市手当の月額合計額に、当該合計額に20/100を乗じて得た額を加算

した額に次の支給率及び基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間（役員就任前の在職機関における在職期間を通算することが適當と認められるときは会長が別に定める期間）に応じた率を乗じて得た額とする。

支給率 6月支給分 215/100 12月支給分 215/100

在職期間に応じた率は

6ヶ月 支給部分 100/100

5ヶ月以上6ヶ月未満 80/100

3ヶ月以上5ヶ月未満 60/100

3ヶ月未満 30/100

とする。

2 期末手当の支給日は、6月30日及び12月10日とする。

ただし、その日が休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止められた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に罷免された役員
- (2) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの。（執行猶予の判決を受けた者については除く。）
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に係り禁錮以上の刑に処せられたもの。（執行猶予の判決を受けた者については除く。）

第5条の3 支給日に期末手当を支給することとされていた役員で、当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件について、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について法定刑の上限が禁錮以上の刑として定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件について、その者が逮捕された場合又は事情聴取若しくは調査によりその者

に犯罪があると思料するに至った場合

- 2 期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当及び勤勉手当の基準日から1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当及び勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものでない。

(退職手当)

第6条 役員が任期満了による退任（辞任を含む。）又は死亡したとき（以下「退任」という。）は、その者又は遺族に対し退職手当を支給する。

- 2 退職手当は、役員が退任して1ヶ月以内に支払うものとする。
- 3 退職手当の額は、退任した時の報酬月額に次の各号に掲げる役職に在職した月数と当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、異なる役職に複数就任した場合は、それぞれの役職ごとに、その退任時の報酬月額に次の各号に掲げる役職に在職した月数と当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 会長 100分の20
- (2) 専務理事 100分の17
- (3) 常務理事 100分の15
- (4) 常勤理事 100分の13
- (5) 常勤監事 100分の13

- 4 前項のただし書により異なる役職ごとに在職した月数を算出する場合において、前の役職を辞任した日と後の役職に就任した日が同一月であるときは、その月については、上位の役職の在職月数に算入する。

第7条 役員が役員として不適当な行為があったことにより退任した場合には、退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

2 退任した日から退職手当を支給する日までの間に、その者の在任期間中に不適当な行為があったことが判明した場合、前項に準じ退職手当を支給しないことができる。

第8条 第5条の3の規定は、退職手当について準用する。

第9条 第6条に規定する遺族及び順位については、職員の例による。

(功労金)

第10条 在職中特に功労があった役員には、理事会にはかり功労金を支給することができる。

附 則

1 この規程は、昭和51年5月20日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

2 千葉県信用保証協会役員退職給与金支給基準（昭和47年1月12日）は廃止する。

(経過措置)

3 昭和51年4月1日以前に役員としての期間のある役員が適用日以降に退職する場合は、適用日前の期間に係る退職手当の支給割合は、なお従前の例による支給割合とし、適用日以降の期間に係る支給割合はこの規程による支給割合として、それぞれ対応する期間の区分により算出された額を合算した額とする。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和54年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和55年5月23日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

6-1 役員報酬等支給規程

この改正は、平成3年3月22日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成4年5月27日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成4年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成5年3月25日から施行し、平成3年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成6年1月13日から施行する。

(期末手当の額の特例)

2 改正前の役員報酬等支給規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により平成5年12月の期末手当の支給を受けた者の平成6年3月の期末手当の額は、改正後の役員報酬等支給規程第5条の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額から改正前の規程により平成5年12月にその者に支給された期末手当の額と同項の規定を適用した場合において同月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成7年3月24日から施行する。

(期末手当の額の特例)

2 改正前の役員報酬等支給規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により平成6年12月の期末手当の支給を受けた者の平成7年3月の期末手当の額は、改正後の役員報酬等支給規程第5条の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額から改正前の規程により平成6年12月にその者に支給された期末手当の額と同項の規定を適用した場合において同月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額を控除して得た額とする。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成10年11月18日から施行し、平成10年11月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

2 この規程中第5条に基づき手当を支給される役員の平成10年11月1日から平成12年6

6-1 役員報酬等支給規程

月30日までの間における手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条に基づき定められる手当額からその百分の十に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（施行期日）

- 1 この改正は、平成11年5月24日から施行し、平成11年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日の前日から引き続き役員として在職する役員が、適用日以後に退職した場合の適用日前の役員としての在職期間に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成11年9月29日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

（報酬の額の特例）

- 2 この規程中第2条に基づき手当を支給される役員の平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間における報酬の額は、同条の規定にかかわらず、同条に基づき定められる報酬額からその百分の五に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程の改正は、平成12年3月24日から施行し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第5条中「表」 平成12年4月1日
- (2) 附則第2及び第4 平成11年10月1日
- (3) 附則第3 平成12年3月1日

（報酬の額の特例）

- 2 この規程中第2条に基づき毎月報酬を支給される役員の平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間における報酬の額は、同条の規定にかかわらず、同条に基づき定められる報酬額からその百分の五に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（期末手当の特例）

- 3 この規程中第5条の規定に基づき支給される期末手当につき、平成12年3月に限りその支給率を20/100とする。

- 4 平成10年11月1日適用の附則において同附則中「平成12年3月31日」とあるのを「平成12年9月30日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成12年3月22日から施行し、平成12年12月10日から適用する。

(期末手当の額の特例)

2 改正前の役員報酬等支給規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により平成12年12月の期末手当の支給を受けた者の平成13年3月の期末手当の額は、改正後の役員報酬等支給規程第5条の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額から改正前の規程により平成12年12月にその者に支給された期末手当の額と同項の規定を適用した場合において同月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成14年3月20日から施行し、平成13年12月10日から適用する。

(期末手当の額の特例)

2 改正前の役員報酬等支給規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により平成13年12月の期末手当の支給を受けた者の平成14年3月の期末手当の額は、改正後の役員報酬等支給規程第5条の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額から改正前の規程により平成13年12月にその者に支給された期末手当の額と同項の規定を適用した場合において同月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成15年2月28日から施行する。

(期末手当の額の特例)

2 会長、常務理事、常勤理事に係る平成15年3月の期末手当の額は、規程中第5条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当額から、その百分の五十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額を)を減じた額とする。

3 専務理事に係る平成15年3月の期末手当の額は、規程中第5条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当額から、153,000円を減じた額とする。

附 則

この改正は、平成15年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成15年12月1日から施行し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当

該各号に定める日から適用する。

(1)-1 第5条 平成15年12月1日

第5条第1項表中「100分の240」を「100分の215」に、「100分の160」を「100分の145」に、「100分の100」を「100分の93」に改める。

(1)-2 第5条 平成16年4月1日

第5条第1項表中「100分の225」を「100分の210」に、「100分の150」を「100分の141」に、「100分の94」を「100分の89」に、「100分の215」を「100分の230」に、「100分の145」を「100分の154」に、「100分の93」を「100分の97」に改める。

(2) 附則第2 平成15年12月1日

(期末手当の額の特例)

2 平成15年12月の期末手当の額は、規程中第5条第1項の規定にかかわらず、同項の規程による「基準日現在に受けるべき報酬」とあるのは「平成15年7月の報酬月額から千分の十二に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは百の位を四捨五入し、これ以下を切り捨てた額)を減じた額」(以下「制度額」という。)とし「調整手当」とあるのは「制度額に百分の五を乗じた額」と読み替え次の各号に掲げる区分に応じた額を減じた額とする。

(1) 会長 86,000円

(2) 専務理事 54,000円

(3) 常務理事 64,000円

(4) 常勤理事 84,000円

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成18年1月10日から施行し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 第5条 平成17年12月1日

第5条第1項表中「100分の230」を「100分の235」に、「100分の154」を「100分の159」に、「100分の97」を「100分の102」に改める。

(2) 第5条 平成18年4月1日

第5条第1項表中「100分の210」を「100分の212.5」に、「100分の141」を「100分の143」に、「100分の89」を「100分の90.9」に、「100分の235」を「100分の232.5」に、「100分の159」を「100分の156.5」に、「100分の102」を「100分の99.5」に改める。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

6-1 役員報酬等支給規程

この改正は、平成20年4月11日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月10日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程の改正は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

(期末手当の支給割合の特例)

2 平成21年6月に支給する期末手当について

(1) 平成21年6月に支給する期末手当の支給割合は、役員報酬等支給規程第5条第1項の規程にかかわらず、次の表に掲げる割合とする。

支給月 在職期間	6 月
6ヶ月以上の場合	192.5/100
3ヶ月以上6ヶ月未満の場合	123/100
3ヶ月未満の場合	70.9/100

(2) 本来、平成21年6月に支給すべきものとして役員報酬等支給規程に定められている期末手当の支給割合と本特例による期末手当の支給割合との差に相当する支給割合の期末手当は支給を凍結し、取扱いについて必要な措置を講じることとする。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成21年12月1日から施行する。

(期末手当の支給割合の特例)

2 平成21年12月に支給する期末手当の支給割合は、第5条第1項の表の規定にかかわらず、次の表に掲げる割合とする。

支給月 在職期間	12 月
6ヶ月以上の場合	222.5/100

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行し、平成22年12月1日から適用する。
 (期末手当の支給割合の特例)
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の支給割合は、第5条第1項の表の規定にかかわらず、次の表に掲げる割合とする。

支給月 在職期間	12月
6ヶ月以上の場合	200/100

(期末手当の額の特例)

- 3 改正前の規定により平成22年12月の期末手当の支給を受けた者の平成23年6月の期末手当の額は、改正後の第5条第1項の表の規定にかかわらず、同条同項の規定により同月に支給されることとなる期末手当の額から、改正前の規定により平成22年12月に支給された期末手当の額と前項の規定により支給されることとなる額との差額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成27年3月19日から施行し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
- (1) 第4条 平成27年4月1日
 - (2) 第5条中「表」 平成26年12月1日

(都市手当の適用に関する特例)

- 2 第4条の規定に基づき支給される都市手当につき、平成27年度の支給率は7.5/100とする。
 (期末手当の支給割合の特例)
- 3 平成26年12月に支給する期末手当の支給割合は、第5条第1項の表の規定にかかわらず、次の表に掲げる割合とする。

支給月 在職期間	12月
6ヶ月以上の場合	220/100
3ヶ月以上6ヶ月未満の場合	153/100

6-1 役員報酬等支給規程

3ヶ月未満の場合	102.8/100
----------	-----------

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成28年3月23日から施行し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第4条 平成28年4月1日
- (2) 第5条中「表」 平成27年12月1日

(都市手当の適用に関する特例)

2 平成27年3月19日施行の附則において、第2項中「7.5/100」を「8.3/100」に改める。
(期末手当の支給割合の特例)

3 平成27年12月に支給する期末手当の支給割合は、第5条第1項の表の規定にかかわらず、次の表に掲げる割合とする。

在職期間 支給月	12月
6ヶ月以上の場合	222.5/100
3ヶ月以上6ヶ月未満の場合	155.5/100
3ヶ月未満の場合	105.3/100

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成29年3月22日から施行し、平成28年12月1日から適用する

(期末手当の支給割合の特例)

2 平成28年12月に支給する期末手当の支給割合は、第5条第1項の表の規定にかかわらず

ず、次の表に掲げる割合とする。

支給月 在職期間	12 月
6 ケ月以上の場合	227.5/100
3 ケ月以上 6 ケ月未満の場合	160.5/100
3 ケ月未満の場合	110.3/100

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成30年3月20日から施行し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第4条 平成29年4月1日
- (2) 第5条中「表」 平成29年12月1日

(期末手当の支給割合の特例)

2 平成29年12月に支給する期末手当の支給割合は、第5条第1項の表の規定にかかわらず、次の表に掲げる割合とする。

支給月 在職期間	12 月
6 ケ月以上の場合	232.5/100
3 ケ月以上 6 ケ月未満の場合	165.5/100
3 ケ月未満の場合	115.3/100

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成31年3月20日から施行する。

(期末手当の支給割合の特例)

- 2 平成30年12月に支給する期末手当の支給割合は、第5条第1項の支給率の規定にかかわらず、次の表に掲げる割合とする。

在職期間	支給月 12 月
6ヶ月以上の場合	232.5/100
3ヶ月以上6ヶ月未満の場合	165.5/100
3ヶ月未満の場合	115.3/100

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和2年3月19日から施行する。

(期末手当の支給割合の特例)

- 2 令和元年12月に支給する期末手当の支給割合は、第5条第1項の支給率の規定にかかわらず、「12月支給分 227.5/100」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則の3項は令和3年3月19日から適用する。

(退職手当の経過措置)

- 2 令和3年4月1日以前に役員として在職する期間のある役員は、最初の役員就任時から適用する。

ただし、千葉県信用保証協会退職給与金支給規程の平成26年3月31日施行の附則の適用（退職給与金の支給に係る特例措置）により退職金の支給を受けた者は、その適用を受けた時点の役職の在職期間にかかる退職金は支給しない。

(監事の都市手当及び期末手当の経過措置)

- 3 適用日前に監事として在職する期間のある監事は、最初の監事就任時から適用する。

附 則

この改正は、令和4年3月18日から施行する。